



平成 22 年(特ノ)第 4 号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市



## 意見書（2）

平成 22 年 10 月 25 日

大阪地方裁判所第 10 民事部 御中

相手方代理人弁護士 天野 勝介

同 滝口 広子

同 志和 謙祐

【担当】 同 若井 大輔

上記当事者間の御庁頭書事件について、申立人による平成 22 年 10 月 22 日付事業計画概要説明書及び 10 月 22 日付事業計画（甲 16）につき、下記のとおり意見を申し述べます。

### 記

#### 第 1 文化・交流センター事業の失注リスクについて

文化・交流センターの指定管理者としての指定期間は、原則として 5 年間とされており（乙 1：箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者募集要項）、指定期間満了後、申立人は、改めて箕面文化・交流センターの指定管理者の公募に応募

して選定される必要がある。

そこで、申立人において、文化・交流センターの指定管理者の指定期間が限られているという点につき、どのように考えているか明らかにされたい。

## 第2 本件土地の事業用定期借地契約終了時のリスクについて

申立人は、本件土地につき、株式会社シュテルン箕面との間で、事業用定期借地契約（以下「本件定借契約」という。）を締結しているところ、本件定借契約は、今般提出された事業計画及び弁済計画において最終弁済期とされている平成46年より以前に終了する可能性があるという点につき、申立人において、どのように考えているか明らかにされたい。

以上